

令和 5 年 2 月 20 日

令和 5 年 3 月 13 日以降の透析施設におけるマスク着用の考え方について

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会
新型コロナウイルス感染対策合同委員会
委員長 菊地 勘
副委員長 山川 智之
副委員長 竜崎 崇和
副委員長 南学 正臣

平素より新型コロナウイルス感染対策合同委員会の活動にご協力いただき感謝しております。

さて、皆様もすでにご承知のように、令和 5 年 3 月 13 日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。

ただし、厚生労働省では、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、**下記の場面ではマスクの着用を推奨しています**（以下は一例ですので、詳細は下記の URL を参照）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

- ・ 患者が医療機関を受診する時
- ・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・ 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車する時
- ・ 流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

医療機関や高齢者施設などの対応

高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。**

新型コロナウイルス感染対策合同委員会からの推奨

透析施設は、高齢者や重症化リスクの高い患者が、集団で治療を受けている場所です。令和 5 年 3 月 13 日以降も、**これまで同様にすべての医療従事者およびすべての透析患者に対して、透析施設内でのマスクの着用を推奨します。**また、透析施設へ通院する際の、電車やバスなどのパブリックスペースにおいても、マスクの着用を推奨します。

医療従事者は、透析の開始や終了の手技を行う際には、ガイドライン(※)に基づいた適切な個人防護具(PPE:personal protective equipment)である、ディスポーザブルガウンまたはエプロン、サージカルマスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、ディスポーザブル手袋を着用することを推奨します。

※ 透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン(五訂版)

http://www.touseki-ikai.or.jp/hm/05_publish/doc_m_and_g/20200430_infection%20control_guideline.pdf